

# 在留資格「特定技能」について①～創設後の推移～



トピックス (制度)

2019年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

農業、介護、建設、宿泊、造船を始めとする**14分野**で受入れが開始されています。

「特定技能」の在留資格者の人数は、当初の見込みと比べて低調となっており、大半が技能実習生の在留資格の切り替えによるものとなっています。

- 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

「特定技能」の在留資格者は、5年間で最大34万人余り、初年度で最大4万人余りが見込まれていましたが、3年目の2022年3月末現在で64,730人、愛知県では6,066人（全国第1位）でした。

■特定産業分野別 特定技能1号の在留外国人数【全国・愛知県】（2022年3月末現在 ※速報値）

	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野		
全国	64,730 (22,567)	7,019 (1,705)	839 (281)	3,928 (1,669)	6,021 (1,937)	3,258 (994)	6,360 (2,116)		
愛知県	6,066 (2,027)	575 (154)	35 (15)	877 (375)	800 (272)	529 (155)	603 (153)		
		造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食産業分野
全国	1,971 (592)	986 (247)	49 (16)	124 (83)	8,153 (3,359)	718 (314)	22,992 (8,104)	2,312 (1,150)	
愛知県	57 (13)	69 (18)	2 (2)	3 (-)	445 (165)	- (-)	1,799 (616)	272 (89)	

※下段括弧書きは、2021年3月末現在の人数。

出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」

# 在留資格「特定技能」について②



トピックス（制度）

○受入企業（受入機関）が特定技能外国人を雇用する場合、**職業生活、日常生活、社会生活上の支援計画を作成し、支援を行わなければなりません。**

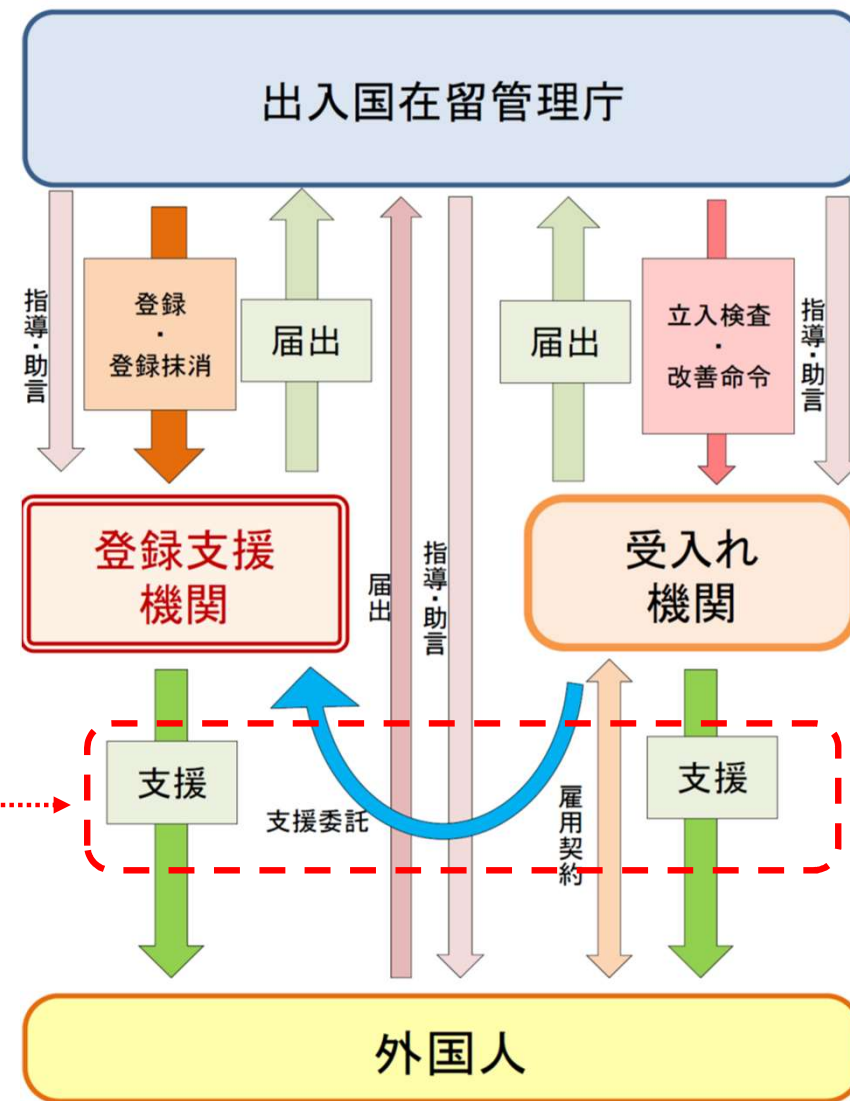
○この支援については、出入国在留管理庁の登録を受けた「登録支援機関」に、全部又は一部を委託することもできます。

※登録支援機関の登録件数：全国で7,129件（2022年6月24日現在）  
愛知県内に所在地がある「支援を行う事務所」の数：788事務所  
（出典：出入国在留管理庁公表「登録支援機関登録簿」）

○愛知県では、新たに来日した外国人に対し、生活支援等を円滑に実施するサポートツールとして役立てていただくため、「**早期適応研修**」の**カリキュラム**や、研修で使用する**教材**、**指導者マニュアル**を**2019年度に全国に先駆けて作成**しました。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/soukitekioucurriculum.html>

是非、御活用ください。



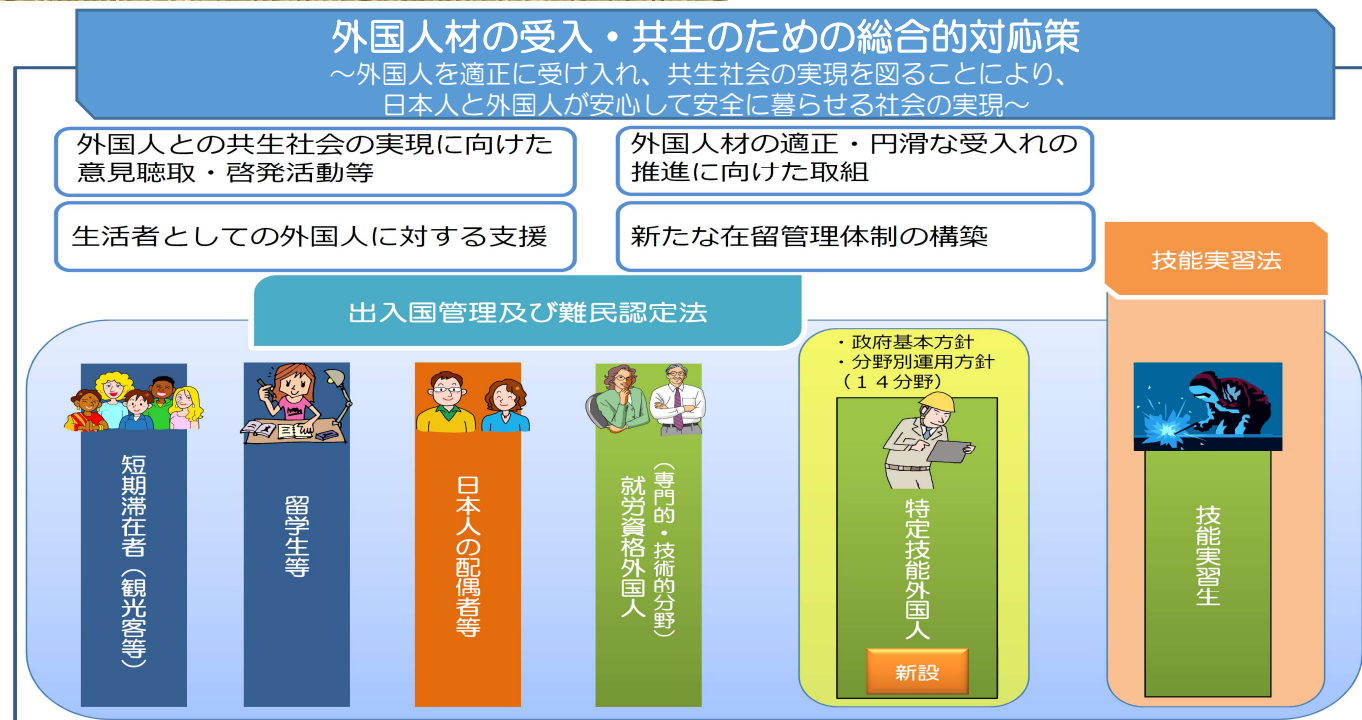
出典：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組」



国は、「新たな在留資格」の創設（2019年4月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、**2018年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」**を取りまとめました。

【126施策】

これは、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。



出典：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組」を一部修正

- 新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受け入れ、受入環境をさらに充実させる観点から、**2020年7月に「総合的対応策」を改訂**しました。【191施策】
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受け入れ環境を更に充実させる等の観点から、**2021年6月に「総合的対応策」を改訂**しました。【197施策】
- 受け入れた外国人に対する受け入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ、**2022年6月に改訂**しました。【218施策】



政府は、わが国の目指すべき共生社会のビジョンの実現に向けて、令和8年度（2026年度）までを対象期間とした、中長期的な課題及び具体的施策を示す、「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」を令和4年6月に策定しました。その中で、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

ロードマップでは、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョン及び取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、目標の実現に向けた取組を掲載しています。

## 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

### 多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

### 個人の尊厳と人権を尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

## 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

毎年、有識者による進捗確認及び、必要に応じた施策の見直しを行うこととされています。また、ロードマップに掲載されている施策については、総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示することとしています。

出典：出入国在留管理庁「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」（概要）を一部抜粋・修正